

5 生 衛 第 1 2 1 号
令 和 5 年 8 月 4 日

関係施設長 様

長崎県生活衛生課長
(公印省略)

出張理容・出張美容の衛生確保について(通知)

日頃から、県政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本県では、出張理容・出張美容における利用者の衛生確保を目的として、「長崎県理容師及び美容師の出張業務指導要領」を策定しています。近年、県内において、県外の理容師又は美容師が無届で出張理容・出張美容を行っている事例が報告されたことから、昨年度、医療・福祉関係部局を通じて、別添、令和4年5月16日付4生衛第37号通知に示します出張理容・出張美容を利用する際の留意事項について、関係施設の皆さまにお伝えしたところ、取組にご協力をいただき誠に感謝申し上げます。

今後においても、出張理容・出張美容の衛生確保に留意し、利用者及び利用する施設の安全を確保していくためには継続した取り組みが不可欠ですので、引き続き、下記の点にご留意くださいますようお願いいたします。

記

出張理容・出張美容を利用する方は、以下のことに留意してください。

出張理容・出張美容を行う者が、理容師又は美容師の免許を有していることを確認するため、本人の理容師免許又は美容師免許の提示を受けてください。

出張理容・出張美容を行う者が、理容所又は美容所に従事している場合は、理容所又は美容所に従事していることが分かる書類(検査確認済証(写し)等)の提示を受けてください。

出張理容・出張美容を行う者が、理容所又は美容所に従事していない場合(県外、長崎市及び佐世保市の理容所又は美容所に従事している場合を含む。)は、管轄の保健所へ出張理容又は出張美容の届出を行ったことが確認できる書類の提示を受けてください。

以上のことが確認できない場合は、理容行為・美容行為を受けないでください。

なお、出張理容・出張美容の依頼先について、紹介を希望する場合は、各組合にご連絡ください。

長崎県理容生活衛生同業組合・・・ 095 - 824 - 2033

長崎県美容業生活衛生同業組合・・・ 095 - 823 - 7278